令和5年度第9回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学 物質安全対策部会化学物質調査会、令和5年度化学物質 審議会第3回安全対策部会、第241回中央環境審議会環 境保健部会化学物質審査小委員会

令和6年1月16日

資料3

化審法の優先評価化学物質の見直しについて

2 3

4

1

1. 背景

優先評価化学物質の見直しについては、これまで、リスク評価(一次)評価Ⅱの結果に基づき第二種特 5 定化学物質に該当しないと考えられた物質や、過去3年以上、低生産量化学物質の審査における特例措置 6 との整合性を考慮し、製造・輸入数量の全国合計が 10 t 以下となる場合、又は化審法の少量新規化学物 8 質の届出における特例措置との整合性を考慮し、推計排出量が1 t 以下となる場合に該当する物質(数量 監視物質)については、化審法第 11 条に基づき優先評価化学物質からの取消しを行ってきている。 9

10 11

|2. 今回実施した優先取消方法|

「化審法に基づく優先評価化学物質のリスク評価の基本的な考え方【改訂第3版】」の4.の(3) 12 に基づき、次の条件に該当する場合には優先評価化学物質の取消しに相当すると判断する。 13

14 15

- (ア)優先度マトリックスにおける優先度が、3年連続で「外」となる物質
- (イ) 過去3年間の優先度が「低」又は「外」で構成される物質(3年連続「外」であるものを除く。) 16 については、PRTR 情報及びモニタリングデータを活用し、スクリーニング評価における専門家によ 17 る詳細評価の判断基準も参照して、以下の2つの条件を満たす物質 18
 - ・3年間のPRTR情報による優先度も「低」又は「外」で構成される物質
 - ・モニタリングデータは、いずれの地点においても HQ 及び PEC/PNEC 比が小さい物質
 - (ウ) 人健康影響と生態影響の両方が指定根拠の優先評価化学物質については、両方が上記(ア)又は (イ) に該当する物質

22 2324

25

26

19

20

21

また、生態影響の観点においてデフォルトの有害性クラスを適用し優先評価化学物質に指定された「エ チル=水素=スルファート」(優先評価化学物質通し番号 244)の扱いについては、別添に記載する。な お、デフォルト適用等によって優先指定された物質の扱いについては、今後も検討課題とする。

27 28

|3. 優先取消を行う物質及び今後の予定 |

- 29 2020 年度までに優先評価化学物質に指定された物質(約200物質)を対象に、上記2.(ア)又は(イ)
- に該当する物質を検討した結果、人健康影響については本年度の該当物質はなかった。生態影響について 30
- は別紙のとおり、「硫酸ジメチル」(優先評価化学物質通し番号 122)が(ア)に該当し優先評価化学物 31
- 質の取消しに相当するが、人健康影響の観点からは優先評価化学物質の取消しに相当しない²ため、今後 32
- も優先評価化学物質とする。 33
- また、「エチル=水素=スルファート」については、令和6年度末に優先評価化学物質の取消しを行う 34
- ことを前提に、届出実態を踏まえた CAS 登録番号等の新たな評価単位でスクリーニング評価を実施する。 35

¹ 化審法に基づく優先評価化学物質のリスク評価の基本的な考え方【改訂第3版】

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/riskassess_kangaekata.pdf 2 当該物質は人健康影響と生態影響の両方が指定根拠の優先評価化学物質であるが、人健康影響においては(ア)と

⁽イ) のいずれにも該当しない。

優先評価化学物質「エチル=水素=スルファート」

(優先評価化学物質通し番号 244) の取消し及び評価単位の見直しについて

平成30年度に実施されたスクリーニング評価においては、官報公示整理番号(MITI番号)2-3231

「エチル=水素=スルファート」に対しては、MITI番号単位でスクリーニング評価が行われ、生態

影響の観点においてデフォルトの有害性クラス(有害性クラス1)を適用した結果、優先度「高」(暴

露クラス3、デフォルト有害性クラス1)となり3、平成31年4月1日に優先評価化学物質に指定さ

その後届出様式を改正し、平成31年4月1日以降の届出では、優先評価化学物質は、官報公示名

称と異なる化学物質を製造・輸入した場合に、製造・輸入した化学物質の名称(CAS 登録名称等)を

記載し、一般化学物質は、CAS登録番号項目を設けて明記することとし、より詳細に実態を把握する

現在のスクリーニング評価の運用では、可能な範囲で化学物質毎での評価を行うことを原則とし

ており⁴、改正した届出様式に基づいて、より実態を把握するよう努めながら評価を行っている。し

かしながら、「エチル=水素=スルファート」のスクリーニング評価を実施した当時は届出様式の改

また、優先評価化学物質においては、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用につ

いて5」3-1(2)の規定により、「エチル=水素=スルファート」を構造の一部として有する付加

塩、オニウム塩(以下、「塩」と言う。)についても優先評価化学物質として取り扱うこととなってい

上記内容による届出実態を踏まえ、現在、「エチル=水素=スルファート」においては CAS 登録番

号の異なる塩の届出が複数あり、それらが大宗を占めることがわかった。優先評価化学物質指定時

には把握できていなかった実態が明らかになったこと及び現在のスクリーニング評価の運用では、

可能な範囲で化学物質毎での評価を行うことを原則としていることを鑑みると、当該物質について

3 スクリーニング評価におけるデフォルトの有害性クラスを適用する一般化学物質と優先評価化学物質の判定案並びに今

2

適切に評価するためには、評価単位を再検討する必要があると考える。

正前であったことから、当該物質はMITI番号単位でスクリーニング評価が実施された。

36

37

38

39

40

41

4243

44 45

れた。

ことが可能となった。

46

47 48

49

50 51

52 53

54

55

56

57 58

る。

59 60

61

62 63

64

後の進め方について(平成30年度第9回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会 平成 30 年度化学物質審議会第 4 回安全対策部会 第 191 回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会)

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/20190118_032.pdf

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/20190118_032b.pdf

4 基本的には CAS 登録番号ごとに評価を行う。製造・輸入数量等の届出の記載等において国が CAS 登録番号と関連づけ られない物質等においては官報公示整理番号 (MITI 番号) ベースで評価を実施する。また、省令改正により、実際に製 造・輸入されている構造が把握できる書類等を必要に応じて届出への添付を求めることができるようになったことから、

それを基に、構造情報を分析し、構造や組成が不明であった物質のスクリーニング評価単位を順次設定している。具体的 には、MITI 番号ベースでの評価単位を実際に製造・輸入されている構造の範囲に絞る、構造に重なりのある異なる CAS 登録番号を1つの単位とする、塩など、これまで複数の MITI 番号で届出られていたことにより1つの物質が複数の単位

に分かれていたものを塩として1つの評価単位とする等を行っている。

5 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について

(平成 30 年9月3日付け薬生発 0903 第1号・20180829 製局第2号・環保企発第 1808319 号厚生労働省医薬・生活 衛生局長・経済産業省製造産業局長・環境省大臣官房環境保健部長連名通知)

https://www.meti.go.jp/policy/chemical management/kasinhou/files/about/laws/laws h30120351 0.pdf

- 65 以上のことを踏まえ、優先評価化学物質「エチル=水素=スルファート」については、令和6年
- 66 度末に優先評価化学物質の取消しを行うことを前提に、届出実態を踏まえた CAS 登録番号等の新た
- 67 な評価単位でスクリーニング評価を実施する6。

⁶ 優先評価化学物質「エチル=水素=スルファート」の優先評価化学物質の取消しは令和6年度末を予定。同年度に実施する新たな評価単位におけるスクリーニング評価により優先評価化学物質へ指定することが適当であると結論が出た物質については、令和7年度初めに優先評価化学物質に指定する予定。

「化審法に基づく優先評価化学物質のリスク評価の基本的な考え方【改訂第3版】」の4. (3)に基づく優先評価化学物質の見直し検討結果

(ア) 優先度マトリックスにおける優先度が、3年連続で「外」となる物質

【人健康影響】

該当なし。

【生態影響】

	夏先評価化学物質 優先度 優先度								S	分解性考慮暴露クラス				クラス(PF	TD)	有	寄性	予測無影響。	農度(PNEC)		PNEC導出元データ							モニタリングデータ						
BOOT BILLY ROSE		(化審法)			(PRTR)			(化審法)				森科	93X(PI	KIK)	Þ	ラス		根拠情報		藻類		ミジンコ		魚類		水質モニタリ	ング(H29~R	「(H29~R03年度)						
	通し 公示名称 番号		評価 ミテータス	HELL	R02 排出 実績	R03 排出 実績	排出	R02 排出 実績	排出	優先 判定時	R01 排出 実績	R02 排出 実績	排出	排出		R03 排出 実績	優先 判定時	有害性クラス	PNEC [mg/L]	最小値 [mg/L]	不確実 係数積 (UFs)	急性 毒性値 (EC50) [mg/L]	慢性 毒性値 (NOEC) [mg/L]	急性 毒性値 (EC50) [mg/L]	慢性 毒性値 (NOEC) [mg/L]	急性 毒性値 (EC50) [mg/L]	慢性 毒性値 (NOEC) [mg/L]	水質モニタリ ング調査名	水質モニタリ ング最大濃 度 [µg/L]	濃度範囲 [µg/L]	検出地点数	測定地点数 (欠測除 く)		
	122 硫酸ジメチル		I	外	外	外	-	-	-	3	外*1	9 1 ^{⊗1}	外 ^{※1}	1	1	-	2	2	0.0083	8.3	1,000	46.9	10	17		8.3		-	-	-	-	-	-	

^{※1} 優先評価化学物質への指定後、製造・輸入数量及び用途情報が変わった結果、暴露クラスが優先指定時から変更された。

(イ)過去3年間の優先度が「低」又は「外」で構成される物質(3年連続「外」であるものを除く。)

【人健康影響·生態影響】

該当なし。

(ウ) 人健康影響と生態影響の両方が指定根拠の優先評価化学物質

該当なし。

(※2 参考) 「硫酸ジメチル」にかかる人健康影響の優先度付与結果

四件	優先評価化学物質				優先度		優先度			優先度		分解性考慮暴露クラス			5	暴露クラス		有害性クラス																		モニタリングデータ								
MANUAL MA					(化審法)			(PRTR)			(化審法)		((PRTR)		有責任グラス				定量有害性情報				変異原性 発が								気モニタリン	Jング(H29~R03年度)				水質モニタリング(H29~R03年度							
通し	公元	示名称	評価 ステータス	R01 排出 実績	R02 排出 実績	R03 排出 実績	R01 排出 実績	R02 排出 実績	R03 排出 実績	優先 別定時 其	101 非出 毛績	R02 R03 排出 排出 実績 実績	R01 排出 実績	R02 排出 実績	R03 排出 実績	優先 判定時	有害性 クラス	定量情報有 害性クラス	i 変異原性有 害性クラス	i 発がん性有 害性クラス	最小有害的 評価値 (D値) [mg/kg day]	該当評価項	NO(A)EL 等 [mg/kg/ day]	不確実係数 積 (UFs)	情報源	①Ames試験 (復帰突然 変異試験)	②in vitro	③その他の in vitro試 験	④in vive	o ⑤その他in ・ vivo試験	⑥化管法変 異原分類	情報源	発がん性分類	大気モニタリカング最適性名のほう	式モニ リング 濃 大濃 囲 [[µ g/ m3]	度範 [[µ 点 m3]	出地点:	数 最大 図測 HQ	水質モニタリング最適合名	質モニ リング 濃度! i大濃 囲[µ 虹[µ g/L	検出地点数	測定地 点数 最为 (欠測 HC 除く)		
12	2 硫酸ジメ	ジ チル	I	Ф	#	ф	_	1	1	3 5	5 ^{**1}	5 ^{%1} 5 ^{%1}	-	-	1	2	2	2	2	2	0.00	02 一般毒性	0.2	100	ACGIH, 產 衛	陽性	陽性	Hprt陽性	陽性	骨颜CA陽 性 DL陰性		IRIS, EU- RAR, カナダ EPA, IARC, 安 衛法変異原 性, GHS	R, ACGIH : A3,	-	-	-		-	-		-			

^{※1} 優先評価化学物質への指定後、製造・輸入数量及び用途情報が変わった結果、暴露クラスが優先指定時から変更された。

^{※2} 当該物質について、人健康影響の観点においては(ア)又は(イ)のいずれにも該当しない。